

令和7年度
名張市青少年補導センター
要 覧



なばいのナッキー

名 張 市 教 育 委 員 会
名張市青少年補導センター



市 民 憲 章

昭和 39 年 4 月 26 日制定

わたしたち名張市民は、万葉の伝統をいかしつつ時運に即応し
勇氣と確信をもって、新しい名張市を創るためこの憲章を定
めます。

- 1 . 清 潔 で 平 和 な ま ち を つ く り ま し ょ う 。
- 1 . 高 く 豊 かな 文 化 を き ず き ま し ょ う 。
- 1 . 明 る く あ た た か く 人 を む か え ま し ょ う 。
- 1 . 健 康 な 近 代 産 業 を そ だ て ま し ょ う 。
- 1 . 力 を 合 わ せ 公 正 な 市 政 を の ば し ま し ょ う 。

青少年を守る都市宣言

近代都市へと飛躍的な発展をとげつつある我が名張市において我が国の
次代を担い、本市の将来に重大な役割をはたすべき青少年の福祉を増進し、
健全な育成を行なうは現代の急務である。

青少年がすこやかに育ち、自覚と責任ある行動のもとにそれぞれの業務に
はげみ、正しい判断力を養い、道徳的実践力を身につけた高い人格を形成し、
たくましい気力と体力をかねそなえて成長するよう家庭、学校、職場などの
全市をあげ、市民の総力を結集して青少年を守る運動を強力に推進するため
ここに我が名張市を「青少年を守る都市」とすることを宣言する。

(昭和 41 年 3 月 26 日議決)

ご あ い さ つ

名張市青少年補導センター運営協議会
会長 西 山 嘉 一

少子高齢化が急速に進行し、情報化、国際化により瞬時に世界各国につながる事ができる等、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、猛威をふるってきた新型コロナウイルス感染症は、五類感染症に移行され久しくなります。この感染症の影響は大きく、大人はもちろん、子どもの生活様式にも影響を及ぼし、青少年の非行、いじめ、不登校、児童虐待、ネグレクトなど従来から言われてきた課題に加えて、スマートフォンをはじめとする新たな情報通信機器やそのサービスの浸透、インターネット利用環境の変化にともなう、コミュニティサイトの利用を起因とした青少年が被害者にも加害者にもなる事案やヤングケアラーの事案、オーバードーズの事案など、青少年をめぐる問題は、潜在化するとともに、多様化し複雑化しています。

「名張市青少年補導センター」は、青少年の非行防止・安全確保等に関する取り組みを担い青少年の健全な育成を図っています。駅周辺、大型小売店、公園等青少年の集まりやすい場所での日々の街頭補導活動を中心に、児童生徒の下校時の安全指導、不審者情報に対するパトロールの強化、有害環境の浄化活動、センターだよりによる広報啓発活動や青少年に関わる相談活動等も実施するとともに次代を担う青少年が心身ともにたくましく健康に育ち、非行のない明るい社会を築くという、市民の願いにこたえるべく活動を展開しています。

一方、青少年の健全育成に関わる関係機関、市民団体、ボランティア、地域、学校等で構成された「名張市青少年育成市民会議」は、子どもの体験活動の推進や名張少年サポートふれあい隊を組織しての“愛のひと声運動”による街頭活動や啓発活動など、青少年の健全育成のための活動を青少年補導センターとともに展開する中で、市民の責務を果たしていただいています。さらには、市内各地域まちづくりの組織が、地域学校協働活動、放課後子ども教室、防犯安全パトロールなど子どもの安全・安心な居場所づくり事業に取り組まれ、「地域の子どもは地域で守り育てる」環境づくりを進めていただいています。

平素より青少年の健全育成のため、関係する機関、団体の皆様はもとより市民の皆様のご理解とご協力に厚く感謝を申し上げますとともに、この要覧が青少年の健全育成活動の一助となれば幸いに存じます。

今後とも青少年健全育成に対する深いご支援・ご協力・ご指導を賜り、子どもの安全・安心とともに非行防止、健全育成が市民のみなさまの共通課題として実践化されますことを心からお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

なお、名張市青少年補導センターにつきましては、令和7年7月10日より市役所に移転いたしました。

I. 名張市青少年補導センターの概要

1. 名張市青少年補導センターの設置

名 称	名張市青少年補導センター	
所 在 地	名張市鴻之台 1 番町 1 番地 名張市役所内	
設 置 年 月 日	昭和 3 8 年 3 月 1 日	
設 置 根 拠	名張市青少年補導センター設置規則 (平成 3 年 3 月 8 日教育委員会規則第 4 号)	
主 管 室	名張市教育委員会事務局 文化生涯学習室	
職 員	職 名	人 員
	所長(文化生涯学習室 室長兼務)	1 名
	補導員	4 名
	その他の職員	2 名
連 絡 先	(電話) 0 5 9 5 - 6 3 - 7 8 6 7	
主 な 活 動		
	街頭補導・安全パトロール活動	週 4 回 月・火・木・金曜日の午後 2 時から午後 4 時の間、市内大型店舗、駅、ゲームセンターなどを中心に補導活動や市内小学校の低学年の下校時刻にあわせた安全パトロール活動を実施
	相 談 活 動	毎週月・火・木・金曜日(祝日及び年末年始を除く) 午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで 面接及び電話相談活動を実施
	啓 発 活 動	必要に応じて実施
	環 境 浄 化 活 動	原則として毎月第 4 木曜日に、他機関と協力して市内 4 ヶ所の駅前に設置された有害図書回収箱から悪書、有害図書を回収 ◇有害図書回収箱設置年月 平成 4 年 1 0 月 近鉄名張駅(東口) 平成 5 年 8 月 近鉄桔梗が丘駅(南口) 平成 6 年 7 月 近鉄美旗駅 平成 7 年 1 1 月 近鉄赤目口駅
参 考		
	名張市人口 (令和 7 年 7 月 1 日現在)	総 人 口 7 3 , 6 2 4 人
		6 歳以上 2 0 歳未満人口 8 , 8 4 5 人
	市内の学校	小 学 校 1 4
		中 学 校 5
		高 等 学 校 3 (定時制・通信制含む)
		特別支援学校 1
		看護専門学校 1
		工業高等専門学校 1

2. 職員の構成

(1) 名張市青少年補導センター職員

職 名	氏 名	備 考
所 長	山 口 浩 司	文化生涯学習室 室長（兼務）
補導・相談員	稲 森 理 伸	
補導・相談員	赤 塚 弘 憲	
補導・相談員	藤 原 武	
補導・相談員	雪 岡 正 明	

(2) その他の職員

職 名	氏 名	備 考
補導・相談協力員	栢 森 和 重	文化生涯学習室 社会教育指導員
事 務 職 員	田 北 航 一 朗	

3. 名張市青少年補導センター運営協議会

◇名張市青少年補導センター運営協議会委員

(設置規則第5条)

役 職	組 織 ・ 団 体	氏 名
会 長	名張市教育委員会 教育長	西 山 嘉 一
副会長	名張市青少年育成市民会議 代表	高 田 正
委 員	名張市青少年育成推進員連絡協議会 代表	杉 本 一 徳
〃	名張市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部長	丸 仲 美 都 子
〃	名張市PTA連合会 代表	朝 野 宏 明
〃	名張警察署生活安全課長	井 上 裕 顕
〃	名張地区少年警察協助力協議会 会長	丸 下 純 一
〃	少年指導委員 代表	中 谷 幸 雄
〃	高等学校校長 代表	松 崎 隆 尚
〃	名張市校外生活指導協議会 会長 兼中学校校長 代表	福 島 良 和
〃	小学校校長 代表	但 馬 淑 夫
〃	名張市教育委員会 学校教育室長	松 田 淑 子

4. 関係機関・組織

(1) 名張市教育センター(教育よろず相談)

職 名	氏 名	備 考
相 談 員	寺 嶋 哲 司	
相 談 員	中 森 早 苗	

(2) 教育支援センター (さくら教室)

職 名	氏 名	備 考
相 談 員	今 出 和 美	
相 談 員	川 浪 良 充	

(3) 名張市青少年育成推進員 (32名)

※名簿省略

(4) 名張市校外生活指導協議会 (35名)

※名簿省略

(5) 名張市青少年育成市民会議 (30団体)

※構成団体名下記参照

(6) 名張地区少年警察協助力 (11名)

※名簿省略

(7) 少年指導委員 (2名)

※名簿省略

《名張市青少年育成市民会議構成団体》

伊賀ふるさと農業協同組合 近畿大学工業高等専門学校保教会

高等学校PTA (市内2校) 名張市校外生活指導協議会 名張市更生保護女性会

名張市小中学校長会 名張市社会福祉協議会 名張市スポーツ少年団

名張市生活安全推進協議会 名張市青少年育成推進員連絡協議会 名張市スポーツ協会

名張市PTA連合会 伊賀地域BBS連絡協議会 名張商工会議所

名張市老人クラブ連合会 名張市民生委員児童委員協議会連合会 名張青年会議所

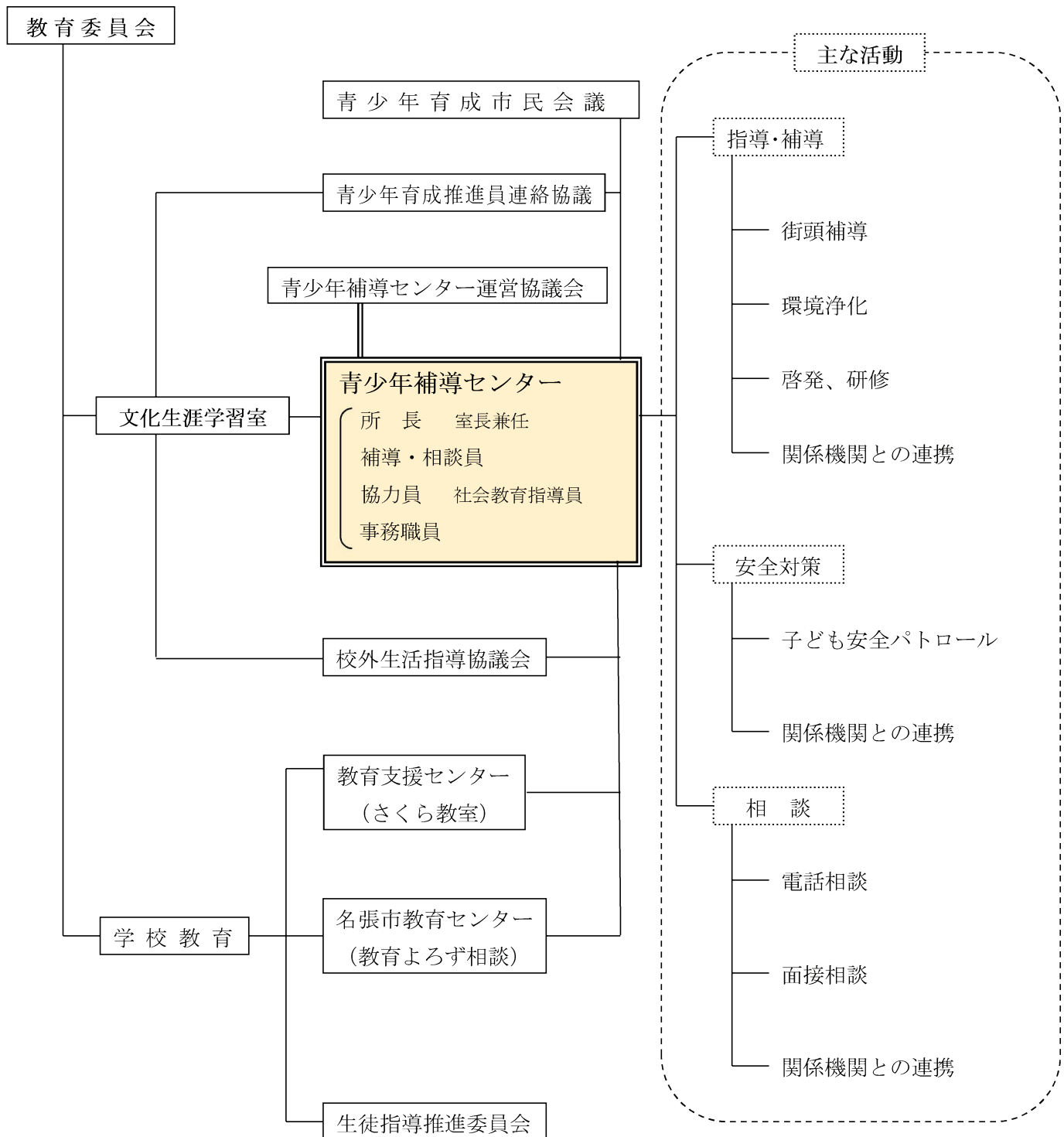
名張市スポーツレクリエーション協会 名張 Kids サポータークラブ 名張文化協会

名張保護司会 名張中央ロータリークラブ 名張ユネスコ協会

名張ライオンズクラブ 名張ロータリークラブ ボーイスカウト名張第3団

MIK運動推進委員会 警察協助力 少年指導委員

5. 名張市青少年補導センター機構図



Ⅱ. 令和6年度 名張市青少年補導センター活動実績

1. 街頭補導活動

(1) 通常補導

週4回（月・火・木・金） 概ね14:00～16:00

※基本は上記日時であるが、曜日や季節、学校行事に応じて変更

(2) 特別補導

① [名張少年サポートふれあい隊との合同パトロール]

- 夜間パトロール 7/26（金）19:00～20:00

ふれあい隊を名張班、赤目班、桔梗班、美旗班の4グループに編成し、市内近鉄4駅と駅周辺地域を巡視。（48名参加）

- 夜間パトロール 9/6（金）19:00～20:00

ふれあい隊を名張班、赤目班、桔梗班、美旗班の4グループに編成し、市内近鉄4駅と駅周辺地域を巡視。（52名参加）

② 祭礼等における補導

[名張少年サポートふれあい隊との合同パトロール]

- 名張川納涼花火大会 7/27（土）19:20～20:30

ふれあい隊4・9班を中心に18名参加 会場を中心に旧町内を巡視

- 名張秋祭り 宵宮 10/26（土）19:30～20:45

ふれあい隊5・10班を中心に15名参加 宇流富志禰神社を中心に旧町内を巡視

- 名張秋祭り 本宮 10/27（日）13:00～14:15

ふれあい隊1・6班を中心に12名参加 宇流富志禰神社を中心に旧町内を巡視

- 名張八日戎 宵宮 2/7（金）19:00～20:00

ふれあい隊2・7班を中心に23名参加 蛭子神社を中心に旧町内を巡視

- 名張八日戎 本宮 2/8（土）16:00～17:00

ふれあい隊3・8班を中心に18名参加 蛭子神社を中心に旧町内を巡視

③ 夕刻・夜間パトロール 17:30～19:00

・月1回程度、伊賀少年サポートセンターとともに、ゲームセンターや公園などを巡視。

④ その他

相談・必要に応じて、登下校時に該当校区及び不審者情報のあった地域・地点の巡視。

[16か所]

(3) 名張少年サポートふれあい隊活動

10班（114名）体制 各班月1回程度のパトロール

[年間約70回（6月～翌3月）]

・3月末で延べ98班 582名参加。



< 下校支援 >



< 名張祭パトロール >

(4) 補導状況

場所・学識			合計		
			男	女	合計
場所別	1	路上			
	2	駅構内			
	3	公園・社寺			0(8)
	4	学校			
	5	池・河原	3		3(2)
	6	遊技場			
	7	ゲームセンター			0(3)
	8	カラオケボックス			
	9	マーケット・コンビニ			
	10	その他			
合 計			3	0	3(13)
学識別	未就学				
	児童生徒学生	小学生			
		中学生			0(10)
		高校生			
		大学生			
		その他(不詳)			
		有職少年	3		3(3)
		無職少年			
合 計			3	0	3(13)

行 為			合計		
			男	女	合計
行為別 (不良行為等)	1	飲酒			
	2	喫煙			0(4)
	3	薬物乱用			
	4	乱暴・けんか			
	5	たかり			0(4)
	6	はいかい等			
	7	不純異性交遊			
	8	不良交友			
	9	怠学・怠業			
	10	不健全娯楽			
	11	金銭乱費			
	12	危険な行為	3		3(2)
	13	自転車(二人乗り)			
		自転車(無灯火)			
		自転車(信号無視)			
		自転車(その他)			
	14	その他			
触法行為	15	道路交通法			0(3)
	16	刑法・特別法			
合 計			3	0	3(13)

() 内は令和5年度件数

2. 有害環境浄化活動

(1) 社会環境整備大作戦(薬物等乱用防止、飲酒・喫煙対策合同パトロール)

7月6日(土) 10:00~12:00

(青少年の非行被害防止全国強調月間中)

薬局	11店舗	ゲームソフトレンタル	2店舗
コンビニエンスストア	25店舗	カラオケ店	2店舗
書店	2店舗	パチンコ店	4店舗
スーパーマーケット	9店舗	釣具店	1店舗
ホームセンター	4店舗	その他	1店舗
合計	61店舗		

< 店舗での依頼 >



市内の青少年健全育成にかかわる各種団体が合同で市内の61店舗を47名が13班に分かれ、環境

整備のために訪問巡視を行った。別に1班が、市内近鉄4駅に設置している悪書回収箱の有害図書も回収した。

(2) 有害図書等の回収（毎月第4木曜日 概ね13:30～15:30）

青少年健全育成に係わる諸団体の協力を得て、市内近鉄4駅に設置の有害図書回収箱から有害図書等の回収を実施

〔協力団体〕

名張市青少年育成市民会議、伊賀児童相談所、名張市更生保護女性会、名張青年会議所

令和6年度 有害図書回収別結果

	有害図書					一般図書					図書総計
	赤目駅	名張駅	桔梗駅	美旗駅	計	赤目駅	名張駅	桔梗駅	美旗駅	計	
4月	19	6	0	0	25	0	0	0	1	1	26
5月	1	12	0	0	13	0	0	1	4	5	18
6月	0	0	0	19	19	0	0	0	4	4	23
7月	0	7	0	0	7	0	0	2	0	2	9
8月	0	210	0	0	210	0	2	0	1	3	213
9月	0	2	0	0	2	0	2	2	1	5	7
10月	0	20	4	2	26	0	1	0	0	1	27
11月	0	5	10	4	19	2	3	2	0	7	26
12月	26	27	0	2	55	0	0	3	0	3	58
1月	54	4	85	5	148	0	0	0	2	2	150
2月	0	4	11	4	19	0	0	0	1	1	20
3月	7	4	0	0	11	0	0	0	0	0	11
年間	107	301	110	36	554	2	8	10	14	34	588

令和6年度 有害図書等種類別回収結果

	有害図書	一般図書	計
週刊誌	7	2	9
漫画類	63	8	71
文庫本類	1	3	4
写真集	44	0	44
ビデオテープ [®]	17	1	18
CD・DVD	414	0	414
その他	8	20	28
合計	554	34	588



< 名張駅での有害図書回収 >

(3) その他の環境浄化活動

パトロール中不法投棄されている青少年にとっての有害となりうる物品を発見し回収した。また、安全面から公共物の目視活動を行うとともに、環境浄化のため関係機関と連携し取り組んだ。あわせて、月1回、巡回活動中にたばこの吸い殻等の片づけを行った。

3. 安全パトロール活動

- 週4回（月・火・木・金） 概ね14:00～16:00
- 1日に2校ずつ、順番に市内小学校14校を訪問し、小学校低学年の下校時刻にあわせて、子どもの付き添いや横断支援などの下校支援と「子ども安全パトロール」を実施した。

4. 相談活動

- 相談時間——毎週4日 月・火・木・金（祝日及び年末年始を除く）
午前10時から午後5時まで。
- 令和6年度の相談件数 2（11）件

相談者	主な相談内容（件数）	件数
保護者	学校への行きしぶり	0（2）
本人	友人関係（下校支援時の聴き取り）	0（0）
地域住民	自転車通学時の危険行為	0（2）
学校	いじめ、問題行動、行方不明	2（7）

（ ）内は令和5年度件数

5. 広報啓発活動

- 4月に各小学校を訪問し、補導員の紹介と「止まってくれてありがとう」の啓発を行った。
- 補導センターだよりを年間2回（7月、3月）発行し、市内小中学校の全家庭に配布するとともに保育所、幼稚園、高等学校等へも配布した。あわせて地域版を作成し、市民センターへ配布、地域の状況把握と協力依頼を行った。また、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせて市の広報で強調月間の啓発や補導センターの活動内容についてPRした。

6. その他

（1）名張市青少年補導センター運営協議会

◇第1回会議

- ・日 時：令和6年8月23日（金） 9:30～
- ・場 所：名張市役所 大会議室
- ・内 容：令和5年度事業報告、令和6年度運営方針及び事業計画
令和6年4月～7月までの状況報告、意見交換

◇第2回会議

- ・日 時：令和7年2月28日（金） 9:30～
- ・場 所：名張市防災センター 2階 防災研修室1・2
- ・内 容：令和6年度事業実績（1月末現在）、令和7年度運営方針及び事業計画、意見交換

（2）関係機関との連携

◇市内市立幼稚園・小中学校・伊賀地区高等学校等を訪問し、情報交換と懇談を実施

- ・市内小学校（14校）
日 時：令和6年4～5月、令和6年9月～10月
- ・市内中学校（5校）
名張地区高等学校等〔県立高校2校、近大高専、伊賀つばさ学園、英心桔梗が丘校〕
日 時：令和6年6月～7月

◇校外生活指導協議会

- ・実施日：〔R6〕①4/12 ②7/5 ③9/6 ④12/6 〔R7〕⑤1/10 ⑥2/28
- ・場 所：名張市防災センター及び名張市教育センター
- ・内 容：学校（小・中・高）の生徒指導担当教諭、県教育委員会生徒指導特別指導員、名張警察署、学校教育室、教育センター、文化生涯学習室、補導センター、子ども相談室の担当者による情報交換

◇教育委員会等相談機関打合せ会

- ・日 時：毎月1回（第2木曜日）午前9時30分から
- ・場 所：名張市総合福祉センターふれあい
- ・内 容：教育支援センター、教育センター、学校教育室、補導センター、子ども相談室の担当者、県教育委員会生徒指導特別指導員、伊賀少年サポートセンター、社会教育指導員による情報交換

（3）関係会議・研修会の参加、開催

会 議 研 修 会 名	実 施 日	場 所
名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会事務担当者会	4/12、4/19、7/22、 10/21、R7.2/17	名張市役所
伊賀地区高等学校生徒指導主任会	6/11	名張高等学校
伊賀地区中高生徒指導連絡協議会総会	6/18	三重県伊賀庁舎
伊賀地区こどもわかもの育成支援のための支部研修会	12/14	伊賀市生涯学習センター
名張市青少年補導センター 相談業務研修会	5/23	名張市教育センター

Ⅲ. 令和7年度 名張市青少年補導センター運営方針

1. 補導活動の充実強化

(1) 補導活動の推進強化

- 青少年の規範意識や行動様式の変化、地域環境の変貌などに対応した補導活動の実施
- 青少年の行動の実態把握（夜間パトロールの実施等による）
- 「名張少年サポートふれあい隊」活動等の非行防止パトロールを軸として、市民ぐるみの活動の展開、拡充

(2) 関係機関との連携強化

- 青少年非行の防止活動に関して県・市・学校・警察・児童相談所などの機関や民間団体との緊密な連携

(3) 地域との連携強化

- 地域づくり組織・市民センター等との緊密な連携

(4) 非行防止・環境浄化活動関係者（団体）等を対象とした研修

- 知識や技術向上を図るための研修会への参加
- 補導記録及び情報の集積と活用

2. 指導活動の充実強化

- 社会的問題行動の顕著な児童生徒、及び保護者に対する指導推進
- 保護者及び学校、その他関係機関から指導依頼のあった児童・生徒についての継続指導と保護者への積極的援助活動の推進
- 家庭・学校・警察（少年サポートセンター）・児童相談所等との緊密な連携

3. 社会環境整備活動の充実

- 青少年を取り巻く社会環境整備のため、有害図書の回収、ゲームセンター、カラオケボックスなどに関する情報の収集及び指導
 - ・有害図書の回収（市内4か所回収箱）
 - ・コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケボックスなどの巡回指導
 - ・大型小売店舗などの巡回指導
 - ・公園等青少年が集まりやすい場所の環境整備活動
 - ・社会環境整備大作戦の実施

4. 安全対策の充実

- 児童・生徒の下校時における安全の確保
 - ・児童・生徒の下校時における、子ども安全パトロールの実施
 - ・学校登下校安全指導員、地域ボランティア等との緊密な連携

5. 青少年相談活動実施

- (1) 悩みを持つ児童・生徒および保護者に対する相談活動と援助活動の推進
 - ・電話相談/面接相談
- (2) 専門機関との緊密な連携
 - ・教育支援センター（さくら教室）、教育センター、家庭児童相談室／こども相談室
 - ・伊賀少年サポートセンター、伊賀児童相談所

6. その他

- 広報啓発活動の充実
 - ・補導センターの活動内容のさらなる周知
- 補導員の資質向上のための研修の実施

Ⅳ. 令和7年度 名張市青少年補導センター事業計画

◎街頭補導活動

○通常補導

週4回（月・火・木・金） 概ね14：00～16：00

※ 基本は上記日時であるが、曜日や季節、学校行事に応じて変更

○特別補導

・名張少年サポートふれあい隊との合同パトロール

年2回：「青少年非行防止活動強化期間のうち7/25、9/5」概ね19：00～20：00

・祭礼等における補導

名張川納涼花火大会（7/26）、名張秋祭り（10/25、26）、名張八日戎祭り（2/7、8）

・夕刻・夜間パトロール（17:30～19:00）

月1回、公園、商業施設、ゲームセンターなどを巡回

伊賀少年サポートセンター職員と合同で実施

・その他

必要に応じて登下校時に不審者情報が寄せられた箇所等の巡視

○名張少年サポートふれあい隊活動

・10班体制 各班 月1回〔年間100回（6月～翌3月）〕

◎有害環境浄化活動

○社会環境整備大作戦：7月5日実施

○有害図書回収事業

毎月1回〔最終木曜日〕、市内近鉄4駅に設置の有害回収箱から有害図書等の回収を実施

◎安全パトロール活動

○週4回（月・火・木・金） 概ね14：00～16：00

市内小学校14校の低学年の下校時刻にあわせ実施

◎相談活動

○毎週月・火・木・金曜日（祝日及び年末年始を除く）

午前10時から午後4時30分まで

◎広報啓発活動

○補導センターだよりの発行と市のホームページに掲載 年間2回

○各地域づくり協議会との連携を深めるべくセンター訪問による情報交流

○各小学校での補導員の紹介と、「止まってくれてありがとう」の啓発

◎青少年補導センター運営協議会

○年2回（第1回：8/22、第2回：2月頃）

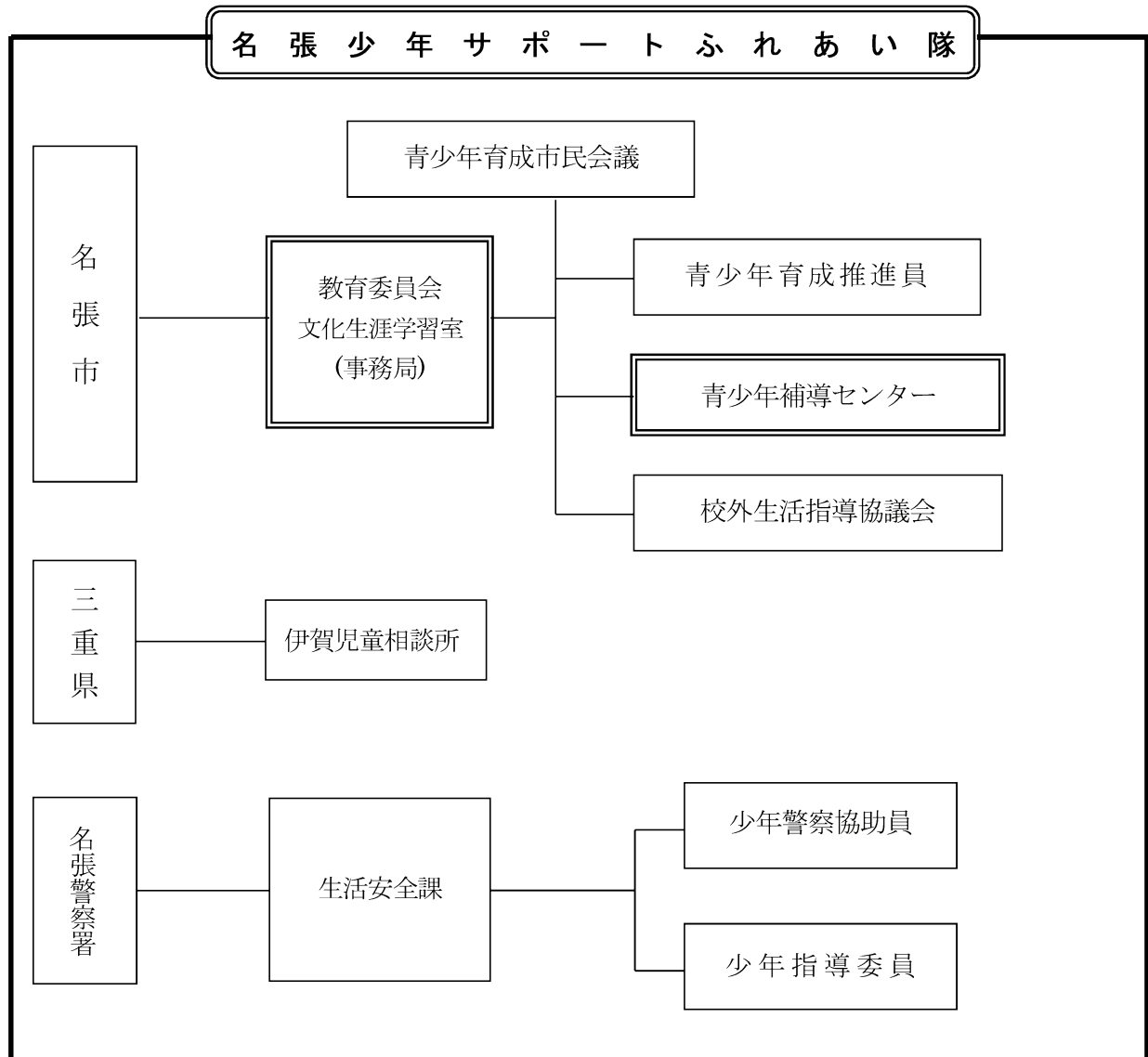
◎関係機関との連携

- ・伊賀地区高等学校生徒指導主任会（6/10）
- ・伊賀地区中学校・高等学校生徒指導連絡協議会総会（6/17）
- ・校外生活指導協議会〔学期に2回（合計6回）〕
- ・相談機関打合せ会〔毎月1回（第2木曜日を中心に）〕
- ・伊賀市青少年センターとの情報交換会議（必要に応じて）
- ・伊賀少年サポートセンターとの連携〔随時〕伊賀児童相談所との連携〔随時〕
- ・小・中学校及び名張地区高等学校等 管理職・生徒指導担当者等との懇談会
(学校別訪問)

◎各種研修会・講演会の実施

- ・子どもわかもの育成支援のための支部研修会（12月21日） 等

名張少年サポートふれあい隊概要図



活動の統合

- 活動時期 4月1日～3月31日の間
- 活動単位 10班編成(計114名)
- 活動内容 市内の駅、大型店舗、コンビニ、カラオケ、ゲームセンター等をパトロール
有害環境浄化活動(社会環境整備大作戦等)を実施
- 活動結果の反映 各班のパトロール結果を事務局で集約し、必要に応じ学校、警察等に連絡
するなど事後の非行防止対策を進める

名張市青少年補導センター設置規則

平成3年3月8日教育委員会規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、青少年補導関係機関及び団体等と連絡協調を図り、その活動の拠点となって、青少年の非行防止等に必要な業務を行い、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、名張市青少年補導センター（以下「補導センター」という。）を設置する。

(業務)

第3条 補導センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 継続補導
- (4) 安全対策
- (5) 補導関係の機関及び団体との連絡
- (6) その他目的達成に必要な業務

(所管)

第4条 補導センターは、教育委員会事務局文化生涯学習室の所管とする。

(運営協議会)

第5条 補導センター活動の実施に必要な業務計画の協議決定機関として、名張市青少年補導センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、委員16名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 前2号に定める者のほか、教育委員会において必要と認めた者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、教育長の職にあるものをもってこれに充てる。

3 副会長は、会長が指名するものとする。

4 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(職員)

第10条 補導センターに所長、補導員及びその他の職員を置く。

2 必要があるときは、次長を置くことができる。

3 前2項の職員は、教育委員会文化生涯学習室職員又は教育委員会が任用した者をもって充てる。

- 4 補導員の任期は、1 会計年度を超えない範囲内の期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 第3項の規定により任用をする者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

（職務）

第11条 所長は、所管の事務を掌理する。

- 2 次長は、所長を補佐し、所長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、関係業務を処理する。
- 4 補導員は、補導センターの業務計画に基づき、問題少年及び非行少年の早期発見、早期補導等に当たり、補導事項、相談業務及び安全対策を処理する。

（補導員証）

第12条 教育委員会は、補導員に対し、その身分を証明するため補導員証を交付する。

- 2 補導員は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証を必ず携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。

（備付簿冊）

第13条 補導センターに次の簿冊を備える。

- （1）運営協議会委員名簿
- （2）会議録
- （3）補導日誌
- （4）相談記録簿
- （5）その他補導センター運営に必要な帳簿

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、補導センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月14日教育委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月31日教育委員会規則第2号抄）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成15年4月1日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教育委員会規則第4号抄）

（施行期日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月14日教育委員会規則第2号抄）

（施行期日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月5日教育委員会規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和7年度 名張市青少年補導センター要覧

発 行 令和7年8月

発行者 名張市教育委員会

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

TEL 0595-63-7892 FAX 0595-63-9848

E-mail syougaigaku@city.nabari.lg.jp

名張市青少年補導センター

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

TEL 0595-63-7867